

# 群馬大学理工学部啓真寮規程

平成 25. 4. 1 制定

改正 平成 28. 4. 1 令和 3. 4. 1

## (趣 旨)

第 1 条 この規程は、群馬大学学則第 57 条の規定に基づき、群馬大学理工学部啓真寮（以下「学寮」という。）の管理運営について必要な事項を定める。

## (目 的)

第 2 条 学寮は、学生が修学にふさわしい環境において勉学を継続するための居住施設とする。

## (管理運営責任者等)

第 3 条 学寮の管理運営責任者等は、次のとおりとする。

管理運営責任者	入寮対象学生	収容定員
理工学部長	理工学部 2 年次以上の学生（総合理工学科（夜間主コース）の夜間主修学の学生にあつては 1 年次以上の学生）及び大学院理工学府学生	男女 89人

## (入 寮 願)

第 4 条 入寮を希望する学生は、所定の入寮願書に大学が指定する書類を添えて理工学部長に願い出るものとする。

## (入寮選考)

第 5 条 入寮を許可すべき者の選考は、学生支援委員会の定める基準に基づき、理工学部長が行う。

## (入寮許可)

第 6 条 入寮の許可は、前条の選考の結果に基づいて、理工学部長が行う。

2 入寮の許可期間は、最短修業年限の終了の日を超えることができない。ただし、休学又は留学による場合は、前項に定める手続を経て入寮許可の延長を許可することができる。

## (入寮許可の取消し)

第 7 条 入寮を許可された学生が、入寮の選考に当たり、虚偽の申請を行った場合は、入寮許可を取り消すことがある。

## (寄 宿 料)

第 8 条 寮生は、国立大学法人群馬大学授業料その他の費用に関する規程（平成 16 年 4 月 1 日制定）第 12 条に定める寄宿料月額を毎月所定の日までに納入しなければならない。

2 入退寮の日が月の中途である場合も、寄宿料は 1 月分を納入しなければならない。

3 休業期間中の寄宿料は、第1項の規定にかかわらず、当該期間の開始する月の前月の納入日までに納入するものとする。

4 既納の寄宿料は、返還しない。

(寄宿料以外の経費の負担)

第9条 寄宿料以外の寮生の私生活に必要な経費は、寮生の負担とし、その負担区分は、別表のとおりとする。

2 寮生は、前項の負担区分による額を、毎月所定の日までに、理工学部長の指定する者に納入しなければならない。

(遵守事項)

第10条 寮生は、この規程及び別に定める学寮の管理運営上の遵守事項のほか、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 居室を居室以外の目的に使用しないこと。

(2) 居室には、入居者以外の者を宿泊させないこと。

(3) 居室の全部又は一部を他人に転貸しないこと。

(4) 居室の施設設備に工作等を行わないこと。

(5) 居室の設備を移動し、又は備品等を居室外に持ち出さないこと。

(6) 施設設備を故意又は重大な過失により破損、亡失又は汚染したときは、その原状回復に必要な経費を弁償すること。

(7) その他学寮の管理運営に係る管理運営責任者の指示に従うこと。

(退寮願)

第11条 退寮を希望するものは、事前に所定の退寮願を理工学部長に提出し、承認を受けなければならない。

(退寮処分)

第12条 寮生が、次の各号のいずれかに該当するときは、理工学部長は、速やかに退寮を命ずるものとする。ただし、第4号から第10号までのいずれかに該当する場合にあっては、理工学部長は、あらかじめ学生支援委員会の議を経るものとする。

(1) 本学学生としての身分を失ったとき。

(2) 寄宿料又は納入すべき所定の経費を3月以上滞納したとき。

(3) 留年したとき。

(4) 長期にわたる休学若しくは留学を許可されたとき又は長期にわたる停学の処分を受けたとき。

(5) 学寮の行事への参加率が不良なとき。

(6) 学業成績が長期にわたり著しく不良なとき。

(7) 本学学則又はこの規程に違反したとき。

(8) 疾病その他保健衛生上、他の学生に悪影響があるとき。

(9) 学寮の風紀及び秩序を乱す行為があったとき。

(10) その他学寮の管理運営上、支障を来す行為があったとき。

2 前項の規定に基づき退寮を命ぜられた者は、退寮を命ぜられた日から14日以内に退寮しなければならない。

(検査)

第 13 条 第 11 条の規定により退寮の承認を受けた者，又は前条の規定により退寮を命ぜられた者は，退寮に当たって居室その他居室に付属する設備等について理工学部長の指定する職員の検査を受けるものとする。

(雑 則)

第 14 条 この規程に定めるもののほか，学寮の管理運営に関し必要な事項は，別に定める。

(規程の改廃)

第 15 条 この規程の改廃は，国際交流・学生支援委員会の議を経て，理工学部長が行う。

附 則

この規程は，平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は，令和 3 年 4 月 1 日から施行する。